

○那珂川市障がい者自動車運転免許取得助成事業実施要綱

(令和6年4月1日要綱第49-10号)

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者の自動車運転免許取得に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の就労等の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、次の第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号から第7号までのいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が1級から4級までの者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年発児第156号厚生省事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 現に那珂川市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者であって、市の住民基本台帳に記録されて原則1年を経過している者
- (5) 前年の所得（1月から6月までに申請する者にあっては前々年の所得。以下同じ。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額を超えていない者であって、かつ、その配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、同施行令第2条第2項に規定する額を超えていない者
- (6) 運転免許取得により、就労等の社会参加の促進が見込まれる者
- (7) 過去に本市その他の団体から運転免許取得に係る助成を受けていない者

(運転免許の種類)

第3条 助成の対象となる運転免許の種類は、第1種普通自動車免許とする。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成の対象となる経費は、前条の運転免許の取得に直接要した経費とし、助成額は、対象経費の実支出額と10万円のうちいずれか少ない額とする。

(申請)

第5条 前条の助成を受けようとする者は、障がい者自動車運転免許取得助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、運転免許取得日から6月以内に福祉事務所に提出しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 自動車運転免許取得に直接要した経費の額が明らかとなる書類

(決定)

第6条 福祉事務所長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、障がい者自動車運転免許取得助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、速やかに障がい者自動車運転免許取得助成金請求書（様式第3号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定により提出された請求書の内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 福祉事務所長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、助成の交付決定を取消し、又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

障がい者自動車運転免許取得助成申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

障がい者自動車運転免許助成決定（却下）通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

障がい者自動車運転免許取得助成金請求書

[別紙参照]